

賃金等の変動に対する建設工事請負基準約款第26条第6項
(インフレスライド条項)の運用マニュアルに関するQ&Aの追加分

【物価水準の変動が生じた場合の取り扱いについて】 令和4年12月23日以降適用

Q1 P2 1 適用対象工事

- | |
|---|
| (1)建設工事請負基準約款(以下、「約款」という)第26条第6項の請求は、
2(3)に定める残工期が2(2)に定める基準日から2か月以上ある場合に可能とする。
(2)発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の <u>確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。</u> |
|---|

P3 3 スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、 <u>その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。</u>

なお、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更の間における発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、1回を基本とする。

上記記載より、運用マニュアルは賃金水準の変更にのみ適用するものか。

A1 賃金水準の変更に関する記載は、定期的にインフレスライドの該当となっているかを発注者が確認することを規定しており、物価水準(価格水準)の変動による請求も可能である。同様にスライド協議の請求も複数回のインフレスライドの申請を制限するものではない。

Q2 物価水準(価格水準)の変動による扱いはどうなるのか。

A2 運用マニュアルによる。

物価水準が上昇している場合、受注者はP4の増額スライド額を試算し、増額スライド試算額が「+」となった時に請求可能となる。請求後のスライド額算出方法や手続き等は運用マニュアルにより行う。

P4 4 請負代金額の変更の抜粋

(1)賃金等の変動による請負代金額の変更額(以下「スライド額」という。)は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。

(2)増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後(基準日)の賃金等を基礎として算出した P_1 に相当する額
($P = \sum (\alpha \times Z)$ 、 α ：請負比率、 Z ：発注者積算額)